

通貨ユーロ信認の仕組み(3) —欧州安定メカニズム(ESM)

■ 経緯

欧州安定メカニズム(European Stability Mechanism : ESM)とは、欧州の債務危機に対応し、ユーロ圏で設立した恒久的な金融支援機関です。2012年10月8日に ESM が始動し、財政危機により市場での資金調達に苦慮しているユーロ圏加盟国に対して金融支援を行い、欧州の金融市場の安定を保つことを目的に活動しています。ユーロ圏の金融支援機関としては、欧州金融安定化基金(EFSF)が2010年6月に設立されており、既に、ギリシャ、ポルトガル、アイルランド向けに金融支援を行っていましたが、EFSF は、時限機関であり、後継機関として恒久的な ESM が設立されました。(詳細下記表参照)

ESMとEFSFの違い

	ESM	EFSF
法制	国際公法に基づく政府間機関	ルクセンブルク法に基づく民間企業
機関の特徴	恒久的機関	時限機関(2010年6月-2013年6月)
資本/保証構成	資本金: 7,000億ユーロ 800億ユーロ : 払込み済み 6,200億ユーロ : 請求次第払込み	保証上限: 7,800億ユーロ
資本/保証の支払い	加盟国が金融支援を要請したり、融資を受けた場合も当該加盟国は、資本金の払い込みを行う。	加盟国が禁輸支援要請したら、当該加盟国は保証負担から外れる。
最大貸付額(融資能力)	5,000億ユーロ	4,400億ユーロ
貸付金の請求権	IMFに次ぐ優先債権者	一般債権者

■ ESM の支援方法と手続き

金融支援の方法は以下の4種類があります。

- 財政危機に陥って、国債発行による資金調達ができない国への貸付
- 発行及び流通市場において、ユーロ圏加盟国の国債を購入
- 貸付という形で予防的金融支援を実施
- 当該国の金融機関の資本増強のための政府への貸付

ESM は、中長期の債券を発行し、金融支援の原資とし、貸付を行う場合、一律の金利である ESM Base Rate(資金調達されている資金の平均金利)が適用されます。金融支援を行う場合、欧州委員会や欧州中央銀行(ECB)、国際通貨基金(IMF)が支援申請国の状況を精査し、ESM 理事会や ESM 取締役会からの承認を条件としており、これが所謂トロイカ体制というものです。金融支援が決定した際は、被支援国は主に財政再建を目指したマクロ経済調整プログラムの順守が条件となり、定期的に査察が行われることとなります。

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品（有価証券を含みますが、これに限られません）の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社および、またはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等	三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和24年7月
連絡先	03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。